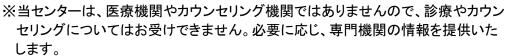
メンタルヘルス対策支援のご案内

メンタルヘルス不調の予防から職場復帰まで、職場におけるメンタルヘルス対策に ついて無料で総合的な支援を行います。

窓口での相談対応による支援

産業保健スタッフ(事業主、産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等) からのメンタルヘルスに関する相談に対応します。当センターの医師等専門スタッフ (産業保健相談員等)が 面談(事前予約が必要)・電話・メールにて対応します。





個別訪問による支援

メンタルヘルス対策・両立支援促進員(カウンセラー、社会保険労務士等)が事業場を訪問し、メンタルヘル ス対策の導入や実施についてアドバイスを行います。

【主な助言・支援内容】

- ①衛生委員会に関する支援
- ②事業場における実態の把握にかかる支援
- ③「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援
- ④メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備に関する支援
- ⑤職場環境等の把握と改善に関する支援
- ⑥メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応に関する支援
- ⑦職場復帰に関する支援 (職場復帰支援プログラムの作成支援を除く)
- ⑧教育研修の実施に関する支援
 - (管理監督者向けメンタルヘルス教育の実施を除く)
- ⑨ストレスチェック制度の導入に関する支援 (ストレスチェックの実施はお受けできません)

管理監督者向けメンタルヘルス教育の実施(1事業場につき1回限り)

お気軽に ご利用ください





中小規模事業場のメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者に対してメンタル ヘルス教育のデモストレーションを実施し、教示します。また、ストレスチェック制度の導入に関する教育 をメンタルヘルス教育の一環として実施し、その後の継続的なメンタルヘルス教育の自主的な実施につ ながるよう必要な支援を行います。

若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施(1事業場につき1回限り)

就労して間もない若年層が仕事による負荷を抱え、メンタルヘルス不調になるのを予防するため、中小規 模事業場の若年労働者 (新入社員、20歳代の若手職員)に対して、セルフケアを促進するための教育研 修を実施します。併せてその後の継続的なメンタルヘルス教育の自主的な実施につながるよう必要な支 援を行います。

~お気軽にご相談ください!費用は無料です~



独立行政法人労働者健康安全機構

〒371-0022

前橋市千代田町1-7-4(群馬メディカルセンター2階)

TEL: 027-233-0026 FAX: 027 233 9966

email: info@gunmas.iohas.go.ip HP: http://www.gunmas.johas.go.jp



群馬産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策支援申込書

由认日

年

月

Н

事業場名									労働者数		3	名
代表者	職名						^{ふりがな} 氏 名					
所在地	〒 -											
	TEL						FAX					
担当者	部署名						^{ふりがな} 氏 名					
	E-mail						職種					
業種		業務内容										
希望日時	第1希望	20	年 月] E	∃ ()	時	分~	時	分		
	第2希望	20	年 月] F	∃ ()	時	分~	時	分		
	第3希望	20	年 月] E	∃ ()	時	分~	時	分		
	※お申し	込みは	原則希望	2日時	手の2	ケリ	目前まで	こお原	い致しま	す。		
希望する支援内容 チェック☑を入れて下さい。												
□ 1.	管理監督者	前けメン	タルヘルス	教育の	実施	(スト	レスチェック	クを含む	(1)			
肴	。 望する支援	の具体的]内容(対象	者	人)	×	1事業場に	つき1回	回限り			
(•)	
│ │ □ 2. 若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施(新入社員や20代の若手職員対象)												
着	。 発望する支援	の具体的]内容(対象	者	人)	×	(1事業場に	つき1 <u>[</u>	回限り			
(•)	
` 	加州武阳学	短の宝は	転 <i>(</i>	百日1-	-エー	<i>\.</i> ₽□	フたし アトキ				•	
□ 3. 個別訪問支援の実施(希望する項目にチェック☑をして下さい。)												
□ 衛生委員会にかかる支援 □ 事業場における実態の把握にかかる支援												
□ 事業場にありる美態の把握にかかる支援 □「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援												
□ パンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援												
□ プラブル・ルス対象のための事業場が体制の豊偏にががる支援 □ 職場環境等の把握と改善にかかる支援												
						な対	応にかかる	5支援				
□ メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応にかかる支援□ 職場復帰にかかる支援(職場復帰支援プログラムの作成支援を除く)												
□ ストレスチェック制度の導入に対する支援												
	□ 職場復帰支援プログラムの作成支援											
	□ 教育研修の実施にかかる支援(上記1及び2を除く)											
												ı

【申込先】 群馬産業保健総合支援センター

FAX:027-233-9966

※申込書受領後、当センターからご連絡いたします。 ※この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。